公益社団法人 会津青年会議所 褒賞規程

- 第 1 条 公益社団法人会津青年会議所は、青年会議所運動の推進昂揚を計るため、以下 の褒賞規程に基づきその総会或いは理事会の定めた目に該当者の褒賞を行なう。
- 第2条 褒賞委員会は、委員長1人、副委員長1人、委員3人とし、正会員および特別 会員より理事会において選任されるものとする。委員長および副委員長は委員 の中から理事長がこれを任命する。委員の任期は1年とし、その再任を妨げな い。
- 第3条 褒賞委員会は申請のあった褒賞候補者の審査を行なう。
- 第4条 褒賞は次の条項に基づきこれを行なう。
 - (1)対象 A, 会員個人(特別会員を含む)
 - B, 委員会
 - (2)条件
 - ①個人
 - (イ) 青年会議所の拡大発展に著しく努めた個人
 - (ロ) 青年会議所の活動に顕著な功績のあった個人
 - (ハ) 青年会議所会員として一般社会に著しく貢献した個人
 - (二) その他
 - ②委員会
 - (ホ) 青年会議所運動に顕著な功績のあった委員会
 - (3)推薦母体

被褒章者の推薦母体は次の通りとする。

- ①理事長
- ②理事会における各委員会担当理事
- ③褒賞委員会
- (4)審査
 - ①方法 褒賞委員会に提出された申請に基づき、これを審査決定し理事会に 答申する。
 - ②時期 褒賞委員長が必要と認めたとき又は推薦母体の要請のあった場合理 事長と協議の上委員会を開催する。
- (5)褒賞
 - ①時期 総会又は理事会の定めた日
 - ②褒賞 委員会の意中を得て、理事会の決議により理事長がこれを行なう。
- 第 5 条 その他については理事会にて決定する。
- 第6条 本規程の改廃は理事会の議決による。

本規程の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備 法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。